

大学機関別認証評価大学評価基準 新旧対照表 大幅改訂のため「旧」については該当部分のみ記載

頁	新	旧	備考
i	はじめに この「大学評価基準」は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について定めたものです。大学評価基準は <u>27</u> の基準で構成され、<u>関係する基準を 6 つの領域に分類して表示しています。</u> 大学評価基準は、大学の<u>学位課程</u>(学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程)における教育活動を中心として、<u>大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、大学として満たすことが必要と機構が考える内容を示したものです。</u>評価は、<u>基準ごとに内容を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。</u>判断は原則として大学全体を単位として行いますが、<u>領域によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、内容を満たしているかどうかの判断を行います。</u> <u>特に重要な基準は「重点評価項目」として位置づけています。また、これらの基準を判断する上での具体的な方針となる「判断の指針」を設けています。各大学は、自己評価においても原則として、全ての基準に係る状況を分析、整理することが求められます。</u>	はじめに この「大学評価基準」は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について定めたものです。大学評価基準は <u>10</u> の「基準」で構成されていま<u>す。</u> 大学評価基準は、大学の<u>正規課程</u>（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程や別科及び専攻科の課程）における教育活動を中心として、<u>大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するためのものです。10 の基準には、学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が記載されています。</u>評価は、<u>この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。</u><u>各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行います。</u>大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該大学が大学評価基準を満たしていると判断されることになります。 <u>基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定されており、基準を設定した意義や背景等を説明する「趣旨」が記述されています。</u>	

頁	新	旧	備考
i	大学機関別認証評価においては、<u>大学等の目的</u>の記述を求めます。<u>大学等の目的は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的であり、大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らして行われることとなります。</u>	<u>さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、大学の目的に照らして、独自の観点を各大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び大学が設定した観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることとなります。</u>	構成の変更
ii	目次	目次	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 1 領域2 内部質保証に関する基準 2 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 . . . 4 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 6	(新設)	

大学機関別認証評価大学評価基準 新旧対照表 大幅改訂のため「旧」については該当部分のみ記載

頁	新	旧	備考
	領域 5 学生の受入に関する基準・・・・・・・・・・・・・ 7		
	領域 6 教育課程と学習成果に関する基準・・・・・・・・・・・・・ 8		
	(削除)	基準 1 大学の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
		基準 2 教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
		基準 3 教員及び教育支援者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	
		基準 4 学生の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
		基準 5 教育内容及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
		○ 学士課程	
		○ 大学院課程（専門職学位課程を含む。）	
		基準 6 学習成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3	
		基準 7 施設・設備及び学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5	
		基準 8 教育の内部質保証システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7	
		基準 9 財務基盤及び管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9	
		基準 10 教育情報等の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1	

頁	新	旧	備考
1	<u>領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準</u> <u>基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること</u> <u>基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること</u>	<u>基準 1 大学の目的</u> (削除) <u>基準 2 教育研究組織</u> <u>基準 3 教員及び教育支援者 (3－1)</u> <u>2－1 教育研究に係る基本的な組織構成 (学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制) が、大学の目的に照らして適切なものであること。</u> <u>2－1－① 学部及びその学科の構成 (学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成) が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u> <u>2－1－③ 研究科及びその専攻の構成 (研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成) が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u> <u>3－1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。</u> <u>3－1－② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。</u> <u>3－1－③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。</u>	目的の削除 領域 1 は旧基準 2、3 の一部の要素より構成

頁	新	旧	備考
1	<u>基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること</u> ※ <u>本大学評価基準における大学等の目的とは、大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的をいう。</u> <u>判断の指針</u> <u>基準 1－1 及び基準 1－2 においては、学部及び学科、研究科及び</u>	<u>3－1－④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。</u> <u>2－2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</u> <u>2－2－① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。</u> <u>3－1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。</u> <u>3－1－① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。</u> (新設)	

大学機関別認証評価大学評価基準 新旧対照表 大幅改訂のため「旧」については該当部分のみ記載

頁	新	旧	備考
1	<u>専攻(これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織)の基本的な教育研究組織が、大学等の目的に則して適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、それぞれの教育研究組織が学校教育法、大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。</u> <u>また基準 1－3 においては、それぞれの基本的な教育研究組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくため、学校教育法が定める教授会のほか教務委員会等の各種委員会その他の運営体制が適切に整備され、それらが機能していることを確認し判断します。</u>		
2	<u>領域 2 内部質保証に関する基準</u> <u>基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること</u>	<u>基準 3 教員及び教育支援者（3－2、3－3）</u> <u>基準 8 教育の内部質保証システム</u> <u>基準 9 財務基盤及び管理運営（9－3）</u> <u>8－1 【重点評価項目】教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</u> <u>8－1－① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</u> <u>9－3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能し</u>	領域 2 は旧基準 8 及び基準 3、9 のそれぞれ一部の要素より構成

頁	新	旧	備考
2	<u>基準2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること</u>	ていること。 <u>9－3－① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。</u> 8－1 【重点評価項目】教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。 <u>8－1－① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</u> <u>8－1－② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</u> <u>8－1－③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</u> <u>9－2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</u> <u>9－2－② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。</u> <u>9－3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能し</u>	

頁	新	旧	備考
2	<u>基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること</u>	<u>ていること。</u> <u>9－3－③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。</u> <u>8－1 【重点評価項目】教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</u> <u>8－1－① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</u> <u>8－1－② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</u> <u>8－1－③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</u> <u>9－2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</u> <u>9－2－② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。</u> <u>9－3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能し</u>	

頁	新	旧	備考
2	<u>基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること</u> <u>基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること</u>	<u>ていること。</u> <u>9－3－② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。</u> (新設) <u>3－2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。</u> <u>3－2－① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。</u> <u>3－2－② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</u> <u>3－3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。</u> <u>3－3－① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、T A等の教育補助者の活用が図られているか。</u>	

頁	新	旧	備考
2	<u>判断の指針</u> <u>基準 2－1 においては、教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かについて、学内における責任体制が明確に規定されていることを中心として、確認し判断します。</u> <u>基準 2－2 においては、その体制のもとで、教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について、大学としてその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が組織として明確化され、共通に認識されているか否かを中心に、内部質保証が機能するために必要な条件が整っているか否かを判断します。</u> <u>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の評価では、これらの基準 2－1 及び基準 2－2 のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準を満たしていない</u>	<u>8－2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</u> <u>8－2－① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</u> <u>8－2－② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</u> (新設)	

頁	新	旧	備考
2	<u>ものとしします。</u> <u>基準 2－3 においては、内部質保証が実際に機能しているか否かについて、自己点検・評価によって確認された問題点が改善され、また伸ばすべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認することによって判断します。</u>		
3	<u>機構の評価では、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し、分析する組織的取組が効果的であった場合、学生を含む関係者からの意見を聴取し、分析する組織的取組が効果的であった場合、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します。</u> <u>基準 2－4 においては、教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しを行うにあたり、大学の内部質保証活動の一環として当該見直し事項の適切性等に関する検証を行う仕組みを有しているか否かを判断します。</u> <u>基準 2－5 においては、教員の採用、昇任に係る規定（教員としての教育上、研究上及び必要とするその他の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持、向上させるための教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、大学の内部質保証活動の一環として教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者への研修の実施などにより、これらの者</u>		

頁	新	旧	備考
3	<u>の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。</u>		
4	<u>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準</u> <u>基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること</u> <u>基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること</u> <u>基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること</u>	<u>基準9 財務基盤及び管理運営（9-1及び9-2）</u> <u>基準10 教育情報等の公表</u> <u>9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。</u> <u>9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。</u> <u>9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。</u> <u>9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</u> <u>9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。</u> <u>9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</u>	領域3は旧基準9の一部及び基準10の要素より構成

頁	新	旧	備考
4	<u>基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること</u> <u>基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること</u> <u>基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</u>	<u>9－2－① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。</u> <u>9－2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</u> <u>9－2－④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。</u> <u>9－1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。</u> <u>9－1－⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。</u> <u>9－2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</u> <u>9－2－③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。</u> <u>10－1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。</u> <u>10－1－① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適</u>	

頁	新	旧	備考
4	<u>判断の指針</u> <u>基準 3－1 においては、財務運営が大学等の目的に照らして安定しているか否かを判断します。</u> <u>基準 3－2 においては、管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか否かを判断します。</u> <u>基準 3－3 においては、管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有しているか否かを判断します。</u> <u>基準 3－4 においては、機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否かを判断します。</u> <u>基準 3－5 においては、財務及び管理運営に関する内部監査を含む内部統制及び監事の体制が機能しているか否かを判断します。</u> <u>基準 3－6 においては、大学等の目的、教育研究に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表</u>	<u>切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。</u> <u>10－1－② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。</u> <u>10－1－③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。</u> （新設）	
5			

頁	新	旧	備考
5	<u>されているか否かを判断します。</u>		
6	<u>領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準</u> <u>基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること</u>	<u>基準2 教育研究組織 (2-1)</u> <u>基準7 施設・設備及び学生支援 (7-1及び7-2)</u> <u>2-1 教育研究に係る基本的な組織構成(学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制)が、大学の目的に照らして適切なものであること。</u> <u>2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u> <u>7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。</u> <u>7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。</u> <u>7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。</u> <u>7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。</u> <u>7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。</u>	領域4は旧基準7及び基準2のそれぞれ一部の要素より構成

頁	新	旧	備考
6	<u>基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</u> <u>判断の指針</u> <u>基準4－1においては、研究室、教室等の施設や自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法等を考慮して適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学習、研究のために資料、文献及びインターネット資源を効果的に利用できる学術情報環境を提供しているか否かを確認し判断します。</u> <u>基準4－2においては、生活や進路、ハラスメント等に関する相</u>	<u>7－2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</u> <u>7－2－④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。</u> <u>7－2－⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。</u> <u>7－2－⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。</u> (新設)	

頁	新	旧	備考
6	<u>談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援が行われているか否かを判断します。</u>		
7	<u>領域5 学生の受入に関する基準</u> <u>基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること</u> <u>基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること</u>	<u>基準4 学生の受入</u> <u>4－1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）※）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。</u> <u>4－1－① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。</u> <u>4－1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）※）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。</u> <u>4－1－② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。</u> <u>4－1－③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。</u> <u>4－1－④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</u>	領域5 は旧基準4 の要素より構成

頁	新	旧	備考
7	<u>基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること</u> ※ 本大学評価基準における学生受入方針とは、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に定める入学者の受入れに関する方針をいう。 <u>判断の指針</u> <u>基準 5－1 においては、大学等の目的に沿って、どのような能力や適性等を有した学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた学生受入方針を学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ明確に定めているか否かを判断します。</u> <u>基準 5－2 においては、学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、学生受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。</u> <u>基準 5－3 においては、大学の教育体制が、教育の効果を担保する観点から収容定員に応じて整備されることに鑑み、特に入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否かを判断します。</u>	<u>4－2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。</u> <u>4－2－① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</u> (新設)	

頁	新	旧	備考
8	<u>領域 6 教育課程と学習成果に関する基準</u> <u>基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること</u> <u>基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること</u>	<u>基準 3 教員及び教育支援者（3－1）</u> <u>基準 5 教育内容及び方法</u> <u>基準 6 学習成果</u> <u>基準 7 施設・設備及び学生支援（7－2）</u> <u>5－3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）※）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</u> <u>5－3－① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。</u> <u>5－6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</u> <u>5－6－① 学位授与方針が明確に定められているか。</u> <u>5－1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）※）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</u> <u>5－1－① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。</u> <u>5－4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</u>	領域 6 は旧基準 5、6 及び基準 3、7 のそれぞれ一部の要素より構成

頁	新	旧	備考
8	<u>基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること</u>	<u>5－4－① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。</u> <u>5－1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）※）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</u> <u>5－1－② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。</u> <u>5－1－③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。</u> <u>5－4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</u> <u>5－4－② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。</u> <u>5－4－③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。</u> <u>5－5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。</u> <u>5－5－⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指</u>	

頁	新	旧	備考
8	基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	<u>導、学位論文（特定課題研究の成果※）を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。</u> <u>3－1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。</u> <u>3－1－② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。</u> <u>5－2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</u> <u>5－2－① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。</u> <u>5－2－② 単位の実質化※）への配慮がなされているか。</u> <u>5－2－③ 適切なシラバス※）が作成され、活用されているか。</u> <u>5－2－④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。</u> <u>5－2－⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。</u> <u>5－2－⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施</u>	

頁	新	旧	備考
8	基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	<u>方法が整備され、適切な指導が行われているか。</u> <u>5－5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。</u> <u>5－5－① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。</u> <u>5－5－② 単位の実質化への配慮がなされているか。</u> <u>5－5－③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。</u> <u>5－5－④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。</u> <u>5－5－⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。</u> <u>7－2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</u> <u>7－2－① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。</u> <u>7－2－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別</u>	

頁	新	旧	備考
8	<u>基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</u>	<u>な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。</u> <u>7－2－③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。</u> <u>7－2－⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。</u> <u>5－3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）※）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</u> <u>5－3－② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。</u> <u>5－3－③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。</u> <u>5－6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</u> <u>5－6－② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知され</u>	

頁	新	旧	備考
8	<u>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</u> <u>基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること</u>	<u>ており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。</u> <u>5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。</u> <u>5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）※）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</u> <u>5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。</u> <u>5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</u> <u>5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。</u> <u>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</u>	

頁	新	旧	備考
8	※ 本大学評価基準における教育課程方針とは、学校教育法施行規則第165条の2に定める教育課程の編成及び実施に関する方針を、学位授与方針とは、同じく卒業の認定に関する方針（大学院における学位の授与に関する方針を含む。）をいう。 <u>判断の指針</u> この領域の各基準については、各教育課程の状況を踏まえて、学部・研究科等ごとに確認し判断します。 基準6-1においては、学位授与方針において、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断	<u>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</u> <u>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</u> <u>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</u> <u>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</u> <u>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</u> (新設)	

頁	新	旧	備考
8	します。 <u>基準 6－2 においては、教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか否かを判断します。</u>		
9	<u>基準 6－3 においては、教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則し、授与される学位に付記する分野と整合的であるとともに体系的であり、かつ相応しい水準であるか否かを判断します。また大学院課程に関しては、研究指導に係る指導の体制についても判断します。</u> <u>基準 6－4 においては、適切な授業形態、学習指導の方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、履修登録科目に関する単位の上限の設定（CAP 制）等について、適切であるか否かを判断します。</u> <u>基準 6－5 においては、学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているか否かについて判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援の実施状況について確認し判断します。</u> <u>基準 6－6 においては、教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか否か、さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申し立ての仕組みを組織的に設けているか否かを判断します。</u>		

頁	新	旧	備考
9	<u>基準 6－7 においては、学位授与方針に則して卒業又は修了の要件が策定され、評価の基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業又は修了の認定が適切に行われているか否かを判断します。</u> <u>基準 6－8 においては、卒業又は修了時の状況、並びに卒業又は修了後一定期間経過後における関係者への調査の状況など、学習成果の状況を把握する取組の結果に基づき、学位授与方針に明示する学習成果が上がっているか否かを判断します。</u>		